

(別表1)

1	人材募集広告	(1) 人材募集の内容に売春等の勧誘及びあっ旋等の疑いのあるもの。 (2) 人材募集の内容が、商品及び材料並びに機材の売付け又は資金集めを目的としているもの。 (3) 労働基準法等関係法令を遵守していないもの。
2	語学教室等	(1) 修得の容易さ及び授業料並びに受講料の安さを強調する表現のもの。
3	学習塾、予備校、専門学校等	(1) 合格率の実績を掲載する場合は、実績年も表示する。
4	外国大学の日本校	(1) 外国大学の日本校に係るものは、学校教育法に定める大学でない旨を明確に表示しなければならない。
5	資格講座	(1) 民間の講習業者等が行う資格講座は当該資格が国家資格ではない旨を明確に表示しなければならない。 (2) 資格講座を受講するだけで国家資格が取得できるような表現は使用してはならない。 表示例：「資格取得には、別に国家試験を受ける必要があります。」 (3) 資格講座等の募集内容と、実際の講座の内容等に違いがあるもの（商品及び材料の売り付けや資金集め等を目的としているもの）は掲載しない。 (4) 受講費用等が全額公的給付されるような表現のものは掲載しない。
6	病院、診療所及び助産所	(1) 医療法第6条の5の規定により広告が可能な事項以外は、一切広告できない。 (2) 提供する医療の内容が他の医療機関等と比較して優良である旨を広告してはならない。 (3) 提供する医療の内容に関して虚偽又は誇大な広告を行ってはならない。 (4) 広告する治療方法について、疾病等が完全に治癒される等、その効果を推測的に述べる内容のものは掲載しない。 (5) 写真については、当該医療機関が保有している医療設備、機器の写真等、医療に密接に関わるものは掲載しない。
7	施術所（あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復）	(1) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第7条又は柔道整復師法第24条の規定により広告できる事項以外は、広告できない。 (2) 施術者の技能、施術方法又は経歴に関する事項は広告できない。 (3) 法定の施術所以外の医療類似行為を行う施設（整体院、カイロプラクティック、エステティック等）の広告は掲載できない。 (4) 不明な点は、保健所等へ確認するものとする。
8	薬局、薬店、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療用具（健康器具及びコンタクトレンズ等を含む）	(1) 薬事法第66条から第68条の規定により禁止され、又は制限を受ける広告でないこと。 (2) 詳細について不明な点は、保健所に確認すること。
9	健康食品、保健機能食品及び特別用途食品に関する広告	(1) 虚偽又は誇大な表現を用いることにより購入意欲を高進させ、健康増進効果等について誤認させるものでないこと。 例：厚生労働省から輸入許可を受けたダイエット用健康食品です。（厚生労働省では個別に輸入を許可する制度はない。）医者に行かずともガンが治る。最高のダイエット食品（最上級の表現は誇大）「〇〇に効くと言われます。」といった伝聞調の表現等 (2) 詳細について不明な点は、保健所に確認すること。

		(1) サービス全般（老人保健施設を除く） (ア) 介護保険の保険給付対象となるサービスとそれ以外のサービスを明確に区別し、誤解を招く表現を用いてはならない。 (イ) 広告主等に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 (ウ) その他サービスを利用するに当たって、有利であると誤解を招くような表示はできない。（例：山形市事業受託事業者 等）
10	介護保険法に規定するサービス又は高齢者福祉サービス等	(2) 有料老人ホーム (ア) 前号に規定するもののほか、厚生労働省「有料老人ホーム設置運営標準指導指針」に規定する事項を遵守し、同指針別表「有料老人ホームの類型及び表示事項」の各類型の表示事項はすべて表示すること。 (イ) 所管都道府県の指導に基づいたものであること。 (ウ) 公正取引委員会の「有料老人ホームに関する不当な表示」（平成16年公正取引委員会告示第3号）に抵触しないこと。 (3) 有料老人ホーム等の紹介業 (ア) 広告掲載主体に関する表示は、法人名、代表者名、所在地、連絡先、担当者名等に限る。 (イ) その他利用に当たって有利であると誤解を招くような表示はできない。
11	不動産事業	(1) 不動産事業者の広告の場合は、名称、所在地、電話番号、認可免許証番号等を明記する。 (2) 「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従う。 (3) 契約を急がせる表示は掲載しない。 例：早い者勝ち、残り戸数わずか 等
12	弁護士、税理士、公認会計士等	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
13	旅行業	(1) 登録番号、所在地、補償の内容を明記する。 (2) 不当表示に注意する。 例：白夜でない時期の「白夜旅行」、行程にない場所の写真 等
14	通信販売業	(1) 返品等に関する規定が明確に表示されていること。
15	雑誌・週刊誌等	(1) 適正な品位を保った広告であること。 (2) 見出しや写真の性的表現などは、青少年保護等の点で適正なものであること、及び不快感を与えないものであること。 (3) 性犯罪を誘発・助長するような表現（文言、写真）がないものであること。 (4) 犯罪被害者（特に性犯罪や殺人事件の被害者）の人権・プライバシーを不当に侵害するような表現がないものであること。 (5) タレントなど有名人の個人的行動に関しても、プライバシーを尊重し節度を持った配慮のある表現であること。 (6) 犯罪事実の報道の見出しについて、残虐な言葉やセンセーショナルな言い回しを避け、不快の念を与えないものであること。 (7) 未成年、心身喪失者などの犯罪に関連した広告では、氏名及び写真は原則として表示しない。 (8) 公の秩序や善良な風俗に反する表現のないものであること。
16	映画・興行等	(1) 暴力、とばく、麻薬及び売春などの行為を容認するような内容のものは、掲載しない。 (2) 性に関する表現で、扇情的、露骨及びわいせつなものは掲載しない。 (3) いたずらに好奇心に訴えるものは掲載しない。 (4) 内容を極端にゆがめたり、一部分のみを誇張した表現等は使用しない。 (5) 大多数の人が嫌悪感を抱くようなデザインは使用しない。 (6) その他青少年に悪影響を与えるおそれのあるものは掲載しない。 (7) 年齢制限等、一部規制を受けるものはその内容を表示する。

17	占い・運勢判断	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 占いや運勢判断に関する出版物は、その都度判断する。
18	結婚相談所・交際紹介業	(1) 結婚情報サービス協議会に加盟していること（加盟証明が必要）を明記する。 (2) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
19	調査会社・探偵事務所等	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。
20	労働組合等一定の社会的立場と主張を持った組織	(1) 掲載内容は、名称、所在地及び一般的な事業案内等に限定する。 (2) 出版物の広告は、主張の展開及び他の団体に対して言及（批判、中傷等）するものは掲載しない。
21	募金等	(1) 厚生労働大臣又は都道府県知事の許可を受けていること。 (2) 下記の主旨を明確に表示すること。 例：「○○募金は、○○知事の許可を受けた募金活動です。」
22	質屋・チケット等再販売業	(1) 個々の相場、金額等の表示はしない。 (2) 有利さを誤認させるような表示はしない。
23	トランクルーム及び貸し収納業	(1) 「トランクルーム」は国土交通省の規制に基づく適正業者（マル適マーク付き）であることが必要。 (2) 「貸し収納業者」は会社名以外に「トランクルーム」の名称は使用しない。また、下記の主旨を明確に表示すること。 例：「当社の○○は、倉庫業法に基づく“トランクルーム”ではありません」等
24	ダイヤルサービス	(1) “ダイヤルQ 2” のほか各種のダイヤルサービスは内容を確認のうえ判断する。
25	その他、表示について注意を要すること	(1) 価格の表示 具体的な金額の表示は原則としてしない。ただし、広告の性格上価格の例示が必要不可欠な場合などはその都度判断する。 (2) 比較広告（根拠となる資料が必要） 主張する内容が客観的に実証されていること。 (3) 無料で参加・体験できるもの費用がかかる場合には、その旨明示すること。 例：「昼食代は実費負担」、「入会金は別途必要」等 (4) 責任の所在、内容及び目的が不明確な広告 広告主の法人格を明示し、法人名を明記する。また、広告主の所在地、連絡先の両方を明示する。連絡先については固定電話とし、携帯電話、PHS のみは認めない。また、法人格を有しない団体の場合には、責任の所在を明らかにするために、代表者名を明記する。 (5) 肖像権・著作権 無断使用がないか確認する。 (6) 宝石の販売 虚偽の表現に注意（公正取引委員会に確認の必要あり。） 例：「メーカー希望価格の 50%引き」（宝石には通常、メーカー希望価格はない）等 (7) 個人輸入代行業等の個人営業広告 (8) アルコール飲料 (ア) 未成年者の飲酒禁止の文言を明確に表示すること 例：「お酒は 20 歳を過ぎてから」等 (イ) 飲酒を誘発するような表現の禁止 例：お酒を飲んでいるまたは飲もうとしている姿等